

特記仕様書

委託業務番号 令和7年度 第202号
委託業務名称 クリスタルプラザ脱臭用活性炭入替業務
委託業務場所 滋賀県長浜市八幡中山町200番地
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ

第1 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和6年4月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和6年4月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第1条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第2条

1 安全管理

- （1）受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- （2）受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- （3）受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- （4）受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- （5）作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- （1）受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- （2）本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、

直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

- (3) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (4) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (5) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (6) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (7) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (8) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

（法令等の遵守）

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- （2） 環境基本法、同施行令、同施行規則
- （3） 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- （4） ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- （5） 労働安全衛生法、同施行令、同施行規則
- （6） 滋賀県公害防止条例
- （7） その他関係法令

（守秘義務）

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

（損害賠償）

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

（提出書類）

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
現場代理人等届	1	業務完了届 ※業務写真を添付のうえ提出すること。	1
脱臭用活性炭の品質証明 （規格及び搬入量を明記）	1		
計量証明書	1		

業務内容

第1 業務概要

本業務はクリスタルプラザ脱臭用活性炭吸着装置における脱臭用活性炭の納入、取り出し、充填及び取り出した活性炭の処理を行うものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、稼働中のごみ焼却処理施設での業務であり、安全に十分に注意し実施すること。

第3 履行期限

令和8年3月19日

第4 業務内容

- (1) 使用する脱臭用活性炭 新炭 アクチカーボン BC3-7（現使用品）
再生炭 アクチカーボン BC3-7（現使用品）
または下記の規格を参考とし適合する同等品
- (2) 同等品確認
現使用品と同等以上の物品を可とする。その場合、成分を満たしていることが確認できるカタログ等を提出し、同等品であることの事前承認を受けること。
- ・提出期限 令和7年7月22日（火）17時まで
 - ・提出先 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ
長浜市八幡中山町 200 番地
TEL：0749-62-7141
FAX：0749-65-0245
 - ・同等品の承認結果は、令和7年7月25日（金）17時までに申請者のみにFAXで回答する。
- (3) 入替予定月 令和7年9月頃、令和8年2月頃
- (4) 入替量 新炭 310 kg×2回＝ 620 kg／年
再生炭 1,210 kg×2回＝2,420 kg／年
- (5) 1回あたりの入替量 1,520 kg（新炭 310 kg・再生炭 1,210 kg）
- (6) 荷姿 フレコンバック
- (7) 脱臭用活性炭の規格
- | | |
|---------|------------------------------|
| 形 状 | 球状 |
| 粒 度 | 3～7メッシュ 95%以上 |
| ベンゼン吸着量 | 30%以上 |
| 嵩 比 重 | 0.5～0.58 kg／ ^{リットル} |
- (8) 委託料の支払い 委託料の支払いは入替の都度行うものとする。

第5 その他

- (1) 規格外（異物混入等）の製品を納入したことにより、施設に障害が生じた場合は受注者が障害復旧の責任を負うものとする。
- (2) 作業場所の汚損を防止するため、シート等により養生を行うこと。
- (3) 作業にあたってはセンターと十分に打合せを行い、作業日時はセンターの指示に従うこと。なお、作業は原則として土日（ごみの受入れを行っていない日）に行うものとする。
- (4) 見積金額は、本業務における脱臭用活性炭の納入、取り出し、充填、及び取り出した活性炭の処理等本業務に係る全ての経費を含むこと。